

会費に関する内規

- (1) 会費は、年額次の通りとする。
 - ①普通会員 六、五〇〇円
 - ②名誉会員 免除
 - ③維持会員 従来の負担金額
 - ④特別維持会員 五〇、〇〇〇円以上
 - ⑤準会員 六、五〇〇円
- (2) 本内規の変更は理事会の議決による。
- (3) 本内規は平成五年五月二十二日より施行する。

退会に関する内規

- (1) 会員は、学会本部に届け出た上で、いつでも退会することができる。
- (2) 会費を三年間滞納した者は、退会したものと認める。
- (3) 会の名誉を著しく害なう等、会員として不適当と認められる者については、理事会の決定により退会させることができる。
- (4) 本内規の変更は理事会の議決による。
- (5) 本内規は昭和五十四年九月十一日より実施、平成五年五月二十二日より改定施行する。